

日本国外務省及びブラジル連邦共和国外務省の間の  
アマゾン地域の生物多様性の持続可能な利用に関する  
トメアス協力覚書

2021年1月8日、日本国外務省及びブラジル連邦共和国外務省（以下、単独で「当事者」、  
総称して「両当事者」という）は、  
以下のとおり共通の認識に達した。

第1項

目的

本協力覚書（この後「本覚書」という）の目的は、アマゾン地域における林農制度の促進のため  
の両当事者間の協力を進めることである。本覚書はまた、共同研究のための科学、技術及びイノ  
ベーション並びにアマゾン地域の生物多様性の持続可能な利用及びその経済的利用から生ずる  
利益の公正かつ衡平な配分に関する経験の交換を促進することも企図する。

第2項

協力の分野

両当事者は以下の分野における協力の機会を追求する。

- A) アマゾン地域における林農制度
  - a. 社会的及び環境的価値の生産的連鎖、
  - b. 林農産品及び環境サービスへの価値の付加、
  - c. 経済的な目的のための環境の回復及び
  - d. REDD+の促進。
- B) アマゾン地域における科学、技術及びイノベーションの促進
  - a. 遺伝資源及び生物多様性の持続可能な利用に関する共同研究、
  - b. 企業に対する技術研修及び
  - c. 環境的に持続可能な技術の移転。
- C) 両当事者が今後書面で決定するその他の分野。

第3項

協力の形態

1. 第2項に記載される分野における両当事者間の協力は、以下の形態をとることができる。
  - a. アマゾン地域における林農制度の創出及び拡大並びに生物多様性の持続可能な利用を  
促すプログラムの開発、
  - b. アマゾン地域の生物多様性の持続可能な利用に焦点を当てた技術的及び科学的な訓練  
プログラムの実施又は支援、
  - c. 林農制度及びアマゾン地域の生物多様性の持続可能な利用に関連する分野における経  
験、情報、最優良事例及び最新技術の交換、
  - d. 専門家及び代表団の相互交流、
  - e. 科学者、専門家及びその他の関係者の参加する共同セミナー、ワークショップ及び会  
合の開催、

f. 養殖生産制度、アマゾン地域生息種の漁業管理制度、スポーツ・フィッシング観光及び魚類資源量の動態研究の促進並びに

g. 両当事者が今後書面で決定するその他の形態。

2. 本覚書の目的を支持し、及び作業の進捗を定期的に検討するために、両当事者の代表者からなる合同作業委員会が組織される。
3. 両当事者は、合同作業委員会が初期的な協力計画を設定する行動計画を作成することを期待する。この行動計画は、合同作業委員会の会合毎に、必要に応じ更新され、及び改訂されることができる。

#### 第4項

##### 実施

1. 両当事者は、第2項に記載される協力分野における計画及び活動の共同実施を促進するために最善を尽くす。
2. 両当事者は、必要に応じて、関係当局及び利害関係者を参加させ、及び協働させるよう努める。これには、政府機関、非政府機関、研究機関及び民間企業を含むが、これらに限定されるものではない。
3. 本覚書の実施については、両当事者により共同で決定される。

#### 第5項

##### 情報の秘密保持

各当事者は、各当事者の国内法に従い、他の当事者から受領し、又は提供される情報に関する秘密の保持を常に順守する。

#### 第6項

##### 他の条約及び協定の下での義務

本覚書のいかなる記述も、いかなる適用可能な条約、協定又は、二国間の、地域間の若しくは多数国間の国際約束に関する両国の義務にも影響を与えない。

#### 第7項

##### 開始、継続期間及び終了

1. 本覚書の下での協力は、署名の日を開始し、5年間継続する。いずれかの当事者が終了を要請しない限り、更に5年間自動的に延長される。
2. いずれの当事者も、企図する終了日の90日以上前に書面で通知することにより、本覚書を終了することができる。
3. 本覚書の終了は、両当事者により相互に決定されない限り、本覚書に沿って行われるいかなる継続中の活動又は作業プログラムにも影響しない。

#### 第8項

##### 修正

1. 本覚書は書面での両当事者の相互の同意により修正することができる。
2. 合同作業委員会は、本覚書の諸項の修正について議論し、及び必要な行動をとる権限を有する。

